環境影響評価準備書に対する意見書

年　　月　　日

都市計画決定権者
川島町
川島町長　藤間　隆　あて

〒　　－
住所
氏名

埼玉県環境影響評価条例施行規則第３０条第２項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第１４条第１項の規定により、下記事業に係る環境影響評価準備書に関し意見書を提出します。

記

対象事業の名称	川越都市計画事業 （仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

環境影響評価準備書に対する意見及びその理由

【注意事項】

１　意見の内容は、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのものを日本語で簡潔に記述してください。

２　意見書を提出できる期間は、令和７年９月５日（金）から令和７年１０月２１日（火）（必着）までです。

３　意見書に記載されている個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

【提出先】

川島町　まち整備課　まちづくり・空き家対策室
〒350-0192　比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

環境影響評価準備書に対する意見及びその理由（つづき）